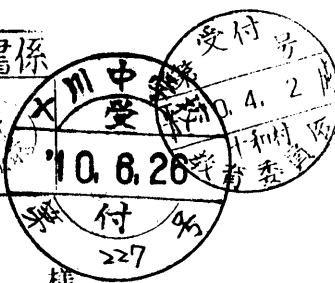


|                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |   |                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長                                                                               | 次長                                                                                | 係長                                                                                | 係 | 文書係                                                                               |
|  |  |  |   |  |



9 教 職 第 6 3 5 号  
平成 1 0 年 3 月 3 1 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

### 職員の職務に専念する義務の免除について（通知）

妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があり、休息又は補食（以下「休息等」という。）を必要とする場合については、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 2 7 年高知県人事委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 3 号に該当するものとして、職務専念義務を免除することとしますので、下記の点に留意のうえ適切な運用をしてください。

#### 記

#### 1 手続き

(1) 職免の手続きは、別紙記載例を参考のうえ、あらかじめ市町村（学校組合）教育長に提出すること。

(2) 妊娠していることの確認は、医師の妊娠証明書又は母子保健法に定める母子健康手帳の提示により行うこととし、休息等が必要であることの確認は、医師等からの指導事項に関する当該職員の中出によるものとする。

なお、その際には、職員のプライバシーの保護に十分留意すること。

(3) 職免の承認を受けた期間中に、実際に休息等をとろうとする場合は、管理簿（別紙様式例参照）によって、そのつど所属長の承認を受けること。

#### 2 運用上の留意事項

(1) 職務専念義務の免除の承認は、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導事項に基づいて行うこと。

医師等の指導がない場合や不明確な場合で所属長が必要と認めたときは、当該職員を通じて医師等に指導事項を確認すること。

(2) 妊娠に関連する疾病により療養が必要な場合や、つわり・悪阻等の妊娠障害

により勤務することが著しく困難である場合には、従来どおり病気休暇や妊娠障害休暇の対象となるものであること。

(3) 職務専念義務が免除される時間は、医師等から必要な時間についての指導があった場合はその時間とし、ない場合は休息等のために必要と認める時間とすること。

(4) 休息等は、正規の勤務時間の途中にとるものとする。

なお、当該職員が休暇等によって勤務しないことを承認されている場合には、その時間に連続して休息等をとることはできないものであること。

(5) 職務専念義務が免除された職員は、原則として職場内において休息等をとるものとする。

職場外において休息等をとることや、補食に必要なものを職場外に買いに行くこと等は、やむを得ない事情がある場合を除き認められないものであること。

(6) 流産等により妊娠の事実が消滅した場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。

(7) 妊娠中の女性職員については、業務に支障がありやむを得ない場合を除き、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第4条で定められている休息時間についても、付与するよう特に配慮すること。

### 3 施行日

この職免の取扱いは、平成10年4月1日から施行すること。